

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

下記財産については、ホームページ掲載日から3か月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。

取得等要望を受け付けられるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号等の規定により、随意契約によりすることができる公益法人その他事業者となります。

受付期限までに取得等要望がない場合は、一般競争入札により売却することとなります。

令和 6年 4 月 8 日掲載

令和 6年 7 月 9 日受付期限

所在地	区分	数量	備考
夕張市清水沢清栄町97番1	土地	756.82㎡	

上記財産の取得要望等がある場合は、下記窓口までお問い合わせください。

北海道労働局総務部総務課会計第四係
電話 011-700-5451（直通）